

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月17日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成20年霧島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条の表乙種区域の項中「100分の10以上」を「100分の5以上」に、「100分の15以上」を「100分の10以上」に改め、同表丙種区域の項中「口輪野用地」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく工場立地法の特例の適用を受ける同意企業立地重点促進区域における製造業等の緑地面積率等について、基準率の緩和措置に伴い乙種区域における基準率を引き下げ、さらなる産業集積の形成及び活性化を図ること及び丙種区域の口輪野用地が太陽光発電用地として使用されることが確定したことに伴い、当該区域から除くことについて、本条例の所要の改正をしようとするものである。